

意見広告

※参院選で鳥取県民の選挙権を1票とした場合の東京都民の1票の価値（総務省発表：第22回参議院議員通常選挙結果調・平成22年7月11日現在の有権者数に基づく）

“清き0.2票”は、 ガリレオ裁判 (中世の天動説判決) より不条理！

1 女性が**0.9票**、男性が**1票**であったとすると、女性も男性も皆、「許せない！」と思うでしょう。性別による差別は**不条理**だからです。

選挙権は**住所によって差別**されています(参院選*: 右図参照)。鳥取県の選挙権を**1票**(議員**1人**当り有権者数:**24万人**)とすると、東京都(議員**1人**当り有権者数:**106万人**)、北海道は、約**0.2票**です。住所による差別は**不条理**です。

住所の差別による一票の不等のため、参院選で、**人口の33%**が、選挙区選出議員(全**146人**)の過半数(**74人**)を選んでいます。

これは、**負の代議制**です。代議制民主主義ではありません。代議制民主主義は、**人口の多数が国会議員の多数**を選ぶ制度です。**代議制民主主義は、「一人一票」の保障の下でのみ可能です。**

2 最高裁判所裁判官は、その過半数(**15名**中**8名**以上)で、憲法違反の法律を無効にする『**違憲立法審査権**』を持っています(憲法**81条**)。

3 しかし、国民が**主権者**です(憲法前文)。国民は、主権者ですので、最高裁判所裁判官**国民審査**の投票の過半数によって、最高裁判所裁判官を**罷免する権利**を持っています(憲法**15条**、**79条**)。この罷免権は、**選挙権**と並ぶ**参政権**(「国政に参加する権利」)です。

参政権ですから、国民には、国民審査対象の最高裁判所裁判官について、「一人一票に、①賛成、②反対、③未定」を含む諸々の公の情報を知る**権利**があります。

4 一人一票に賛成の国民は、国民審査で、一人一票に反対の最高裁判所裁判官の名前を知った上で、同裁判官に不信任の×印を投票する権利(参政権。憲法**15条**、**79条**)を持っています。

究極的に言えば、一人一票の実現、即ち、代議制民主主義の実現は、『国民が多数決で決めること』です。代議制民主主義の実現は、**“裁判所頼み”ではありません。国民が国民審査で投票して、自らの手で、掴み取るもの**です。

5 “清き**1票未満**”の不条理
“清き**1票未満**”は**ガリレオ判決より不条理**です。なぜなら、ガリレオ判決の天動説は、当時の『世間の常識』でしたが、“清き**1票**”の『世間の常識』に反しているからです。

6 “清き**1票未満**”の**喜劇**が**30年後**に行き着く先は**悲劇**
日本人はほぼ全員、自分の選挙権は「清き**1票**」だと思って大真面目に投票しています。そして、日本人はほぼ全員、「国会議員が多数決で立

法、行政、司法の三権を支配している。だから、日本は、代議制民主主義国家だ」と思っています。

これは、**1億2000万人の国を挙げての壮大な喜劇**です。

しかし、**30年後**に、この日本人のほぼ全員参加の喜劇の行き着く先は、**悲劇**です。**少数**の人口が立法、行政、司法を支配している国・日本が、競争の激しい世界市場の中で、向う**30年間**、**多数**の人口が行政を支配している競争相手国(米国、韓国等)に伍してゆくことは困難です。

7 **1983年米国連邦最高裁判決(Karcher判決)**
米国連邦最高裁判決は、**1983年**、ニュージャージー州における米国連邦下院議員選挙に関し、**1票対0.993票**の選挙権の価値の不等を**違憲・無効**としました。

日本でも、(現行法が採用する)①丁目、②町、③村、④大字を最小行政区画単位として用いたうえで、人口比例に基づく選挙区割り(但し、

県境をまたぐ)が、実現可能です。現に、東大法科大学院生・臼井悠人氏のレポートによれば、**300**の衆議院小選挙区で、**1票の不等**を**1票対0.99票**まで縮減できます。

やってやれないことではないのです。

8 “清き**1票**”の国民も、“清き**1票未満**”の**二流国民**もありません。皆、“清き**1票**”の日本人です
負の代議制の国を代議制民主主義の国にする時です。今の日本に、時間の余裕はありません。



あなたの選挙権が何票の価値か検索できます。

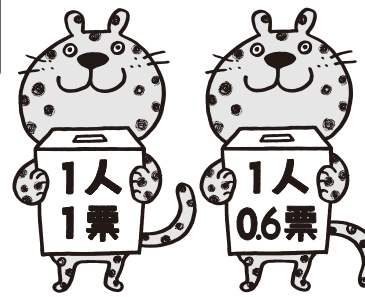
<http://www.ippyo.org/>



一人一票

検索

【お問い合わせ】 ippyo@ippy.org Fax:03-3780-3221
【合わせ】 EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議

[発起人(個人・50音順)] 荒井寿光(元内閣官房・知的財産戦略推進事務局長)・池田裕彦(弁護士 / 大江橋法律事務所)・泉 徳治(元最高裁判事・弁護士)・伊藤 真(伊藤塾塾長・弁護士)・岩倉正和(一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授・弁護士 / 西村あさひ法律事務所)・太田 洋(弁護士 / 西村あさひ法律事務所)・大宅映子(評論家・財団法人大宅壮一文庫理事)・奥谷禮子(株式会社ザ・アール社長)・角川歴彦(株式会社角川グループホールディングス会長)・川本裕子(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)・北 修爾(阪和興業株式会社社長)・久保利英明(弁護士 / 日比谷パーク法律事務所代表)・黒田健二(弁護士 / 黒田法律事務所代表)・頃安健司(元大阪高検検事長・弁護士)・三枝成彰(作曲家)・櫻井よしこ(ジャーナリスト)・佐々木かをり(株式会社イー・ウーマン社長)・すぎやまこういち(作曲家)・武藤佳恭(慶應義塾大学環境情報学部教授)・田中克郎(弁護士)・田中良和(グリーン株式会社社長)・田辺克彦(弁護士 / 田辺総合法律事務所代表)・出口治明(ライフネット生命保険株式会社社長)・戸松秀典(学習院大学法科大学院教授)・中村修二(カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授)・中山信弘(東京大学名誉教授・弁護士 / 西村あさひ法律事務所顧問)・野村修也(中央大学法科大学院教授・弁護士 / 森・濱田松本法律事務所)・廣中平祐(数学者 フィールド賞受賞)・堀田 力(元検事・弁護士・財団法人さわやか福祉財団理事長)・堀 統一(株式会社ドリームインキュベータ代表取締役会長・評論家)・堀 義人(グロービス経営大学院大学学長)・升永英俊(弁護士 / TMI総合法律事務所)・三本谷浩史(楽天株式会社会長兼社長)・宮内義彦(オリックス株式会社 グループCEO)・村上光雄(元東京高裁裁判長・元京都市法科大学院教授・弁護士)・村上 隆(現代美術家)・屋山太郎(ジャーナリスト)・吉田邦夫(東京大学名誉教授)・鷲尾悦也(財団法人全国勤労者福祉・共済振興協合理事長・元連合会長)・渡辺章博(GCAサヴィアングループ株式会社代表取締役CEO)